

厚生労働省
東京労働局発表
平成24年5月11日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 湯川 渉 主任監察監督官 恒田 美代子 電話：03 - 3512 - 1612
----	---

平成23年賃金不払事案（申告事件）の処理状況の概要

【厳しい経済雇用情勢を反映し、高止まりの傾向が続く】

<東京労働局における平成23年賃金不払事案（申告事件）の概要>

不払事案件数	3,902件（対前年比 - 68件 - 1.7%）
対象労働者数	6,786人（対前年比 - 1,513人 - 18%）
対象不払金額	40億834万円（対前年比 - 3億8,949万円 - 8.9%）

- 東京労働局（局長 山田 亮）は、管下18労働基準監督署・支署における平成23年（1月から12月）に受理した申告事件（注）の中で取り扱った賃金不払事案及び未払賃金立替払制度の運用状況の概要を取りまとめた。
 - 賃金不払事案は、平成21年をピークにその後減少したものの、平成23年の賃金不払事案件数は厳しい経済雇用情勢を反映し、高止まりの傾向が続いている。
 - 取りまとめ結果は、別添のとおり。
- （注）「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働関係法令に係る違反事実の通告がなされることをいい、これを受理した労働基準監督官は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ることをいう。

ポイント1・・・平成22年に引き続き減少したものの、平成23年の

賃金不払事案の件数は過去10年で4番目に高い水準

【賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況（別添グラフ1・表1）】

平成23年に受理した申告事件のうち賃金不払事案は、件数で3,902件（前年比1.7%減）、対象労働者数で6,786人（前年比1.8%減）、金額で40億834万円（前年比8.9%減）であった。

賃金不払事案の件数・労働者数が過去10年で最多であった平成21年から減少したものの、平成23年は、過去10年間で平成22年（3,970件）、平成15年（3,925件）に次ぐ件数であり、高止まりの状況が続いている。

ポイント2・・・業種別では、商業や接客娯楽業が多い。また、全般的

に減少しているものの、労働者数・金額は建設業、保健衛生業等で増加している。

【賃金不払事案の業種別の内訳（別添グラフ2・表2）】

賃金不払事案の業種別の順位は（その他事業を除く）次のとおり。

件数では 接客娯楽業 商業 建設業

対象労働者数では 接客娯楽業 商業 建設業

金額では 商業 製造業 建設業

労働者数・金額について、主な業種で顕著な増加傾向が認められたものは（その他事業を除く、件数順）次のとおり。

建設業（前年比労働者数4.8%増、金額5.3%増）

保健衛生業（前年比労働者数6.3%増、金額9.1%増）

また、主な業種で顕著な減少傾向が認められたものは次のとおり

商業（前年比件数1.1%減、労働者数4.1%減、金額3.1%減）

通信業（前年比件数5.0%減、労働者数5.2%減、金額6.5%減）

教育・研究業（前年比件数1.9%減、労働者数5.5%減、金額5.1%減）

ポイント3・・・解決・救済された労働者は5,820人、金額は25

億7,913万円

【解決・救済された労働者数・金額の割合（別表3）】

労働基準監督署では、これら賃金不払事案を把握した場合には、臨検監督を実施する等により、事業主に対して是正を指導し、早期の解決を図っている。

また、会社が倒産等に至った場合には「未払賃金立替払制度（注1）」を適用し、実質的救済を図っている。

平成23年に終了した事案について、労働基準監督署の指導により解決したものは、件数1,636件、対象労働者3,159人、金額11億2,217万円であり、労働基準監督署が処理した未払賃金立替払制度による救済は、企業数395件、対象労働者2,661人、金額14億5,696万円であった。

したがって、賃金不払事案のうち、こうした制度により解決・救済された労働者は5,820人、金額は25億7,913万円であった（注2）。

なお、東京労働局では、重大・悪質な賃金不払事案については、労働基準法違反被疑事件として司法処分に付することとしており、平成23年の賃金不払事案の送検件数は、総送検件数（41件）の34%の14件であった。

（注1）未払賃金立替払制度は、企業の倒産等のために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、一定の条件を満たす場合にその未払賃金の一定範囲について事業主に代わって政府が支払う制度。

労働基準監督署においては、破産等法律上の手続がとられていない中小企業に係る事実上の倒産について、未払賃金立替払制度の適用手続を行っている。

（注2）この数字には含まれていないが、労働基準監督署による行政指導及び未払賃金立替払制度の適用による解決・救済のほか、破産等法律上の手続がとられた場合には、労働者は労働基準監督署による手続を経ずに未払賃金立替払制度により救済される場合がある。

ポイント 4・・・大型の賃金不払事案（不払額 1 , 0 0 0 万円以上又は対象労働者 5 0 人以上のもの）は 1 4 件である。

労働基準監督署の指導により解決した最高額は約 9 億 8 , 0 0 0 万円である。

【主な賃金不払大型事案の概要（別表 4 ）】

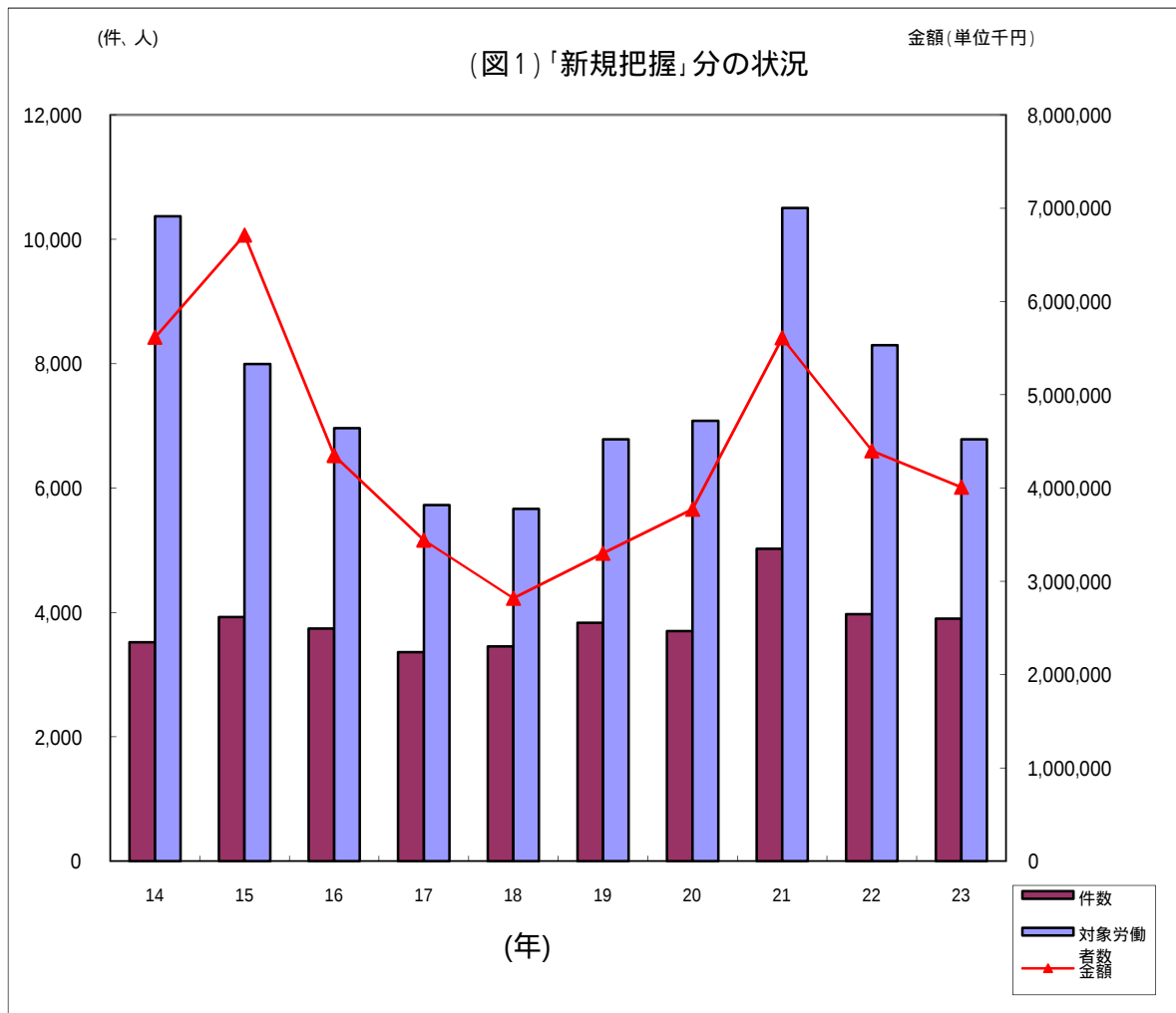
平成 2 3 年において、労働基準監督署の指導又は未払賃金立替払制度により賃金不払額 1 , 0 0 0 万円以上又は対象労働者 5 0 人以上が解決・救済された大型事案について、対象企業数は 1 4 件である。

対象企業数のうち半数以上が未払い賃金立替払制度により救済された事案である。定期賃金の未払い期間が数ヶ月に及ぶ場合、事業活動の継続が困難となり未払い賃金立替払に移行するケースが多いが、中には労働基準監督署の指導により数ヶ月に及ぶ未払いの定期賃金を支払った事案がある。

その他、労働基準監督署の指導により 1 , 0 0 0 万円を超える退職金未払いを支払ったり、労働基準監督署の調査により、管理監督者ではないとして、過去 2 年にわたり時間外労働手当等を支払った事案もあった。

労働基準監督署の指導による解決事案のうち、1 企業における最多労働者数は 3 8 1 人、同じく解決した最高額は 9 億 8 , 2 0 6 万円、また、労働基準監督署が処理した未払賃金立替払制度による救済事案のうち、1 企業における最多労働者数は 9 1 人、同じく救済された最高額は 7 , 1 4 2 万円であった。

(グラフ1) 賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況

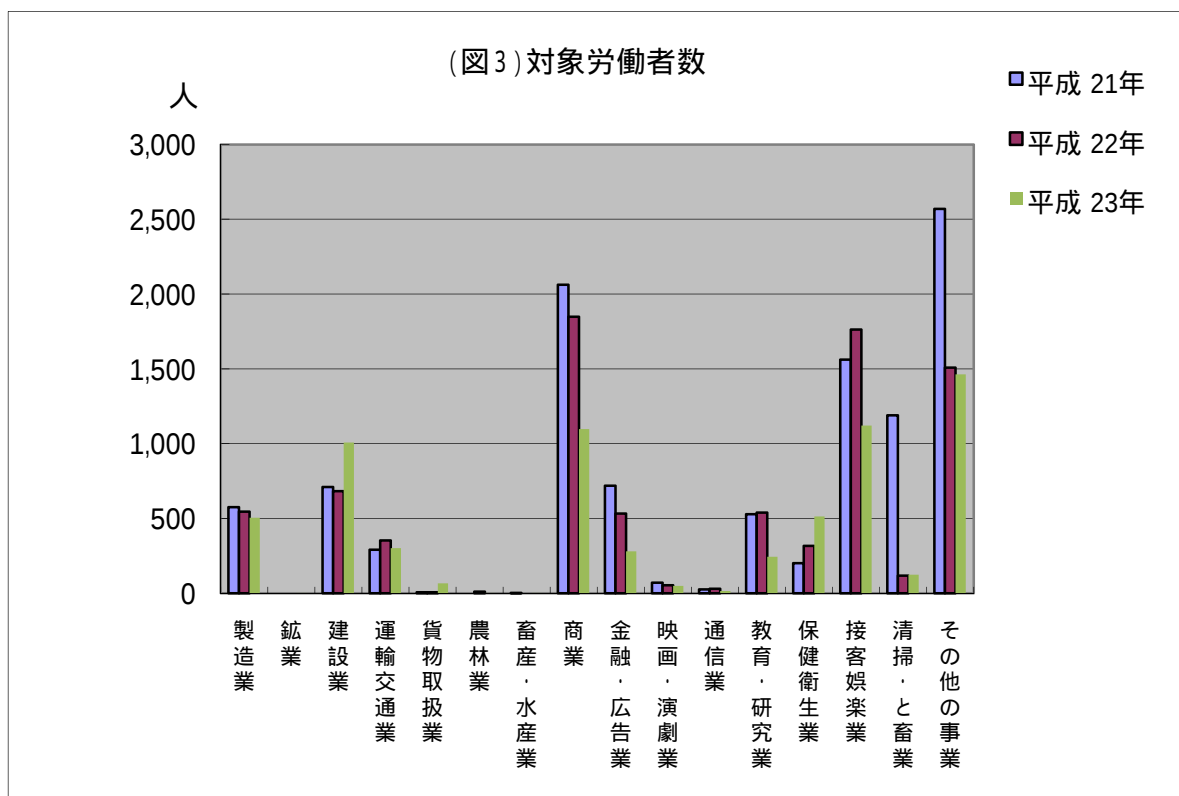
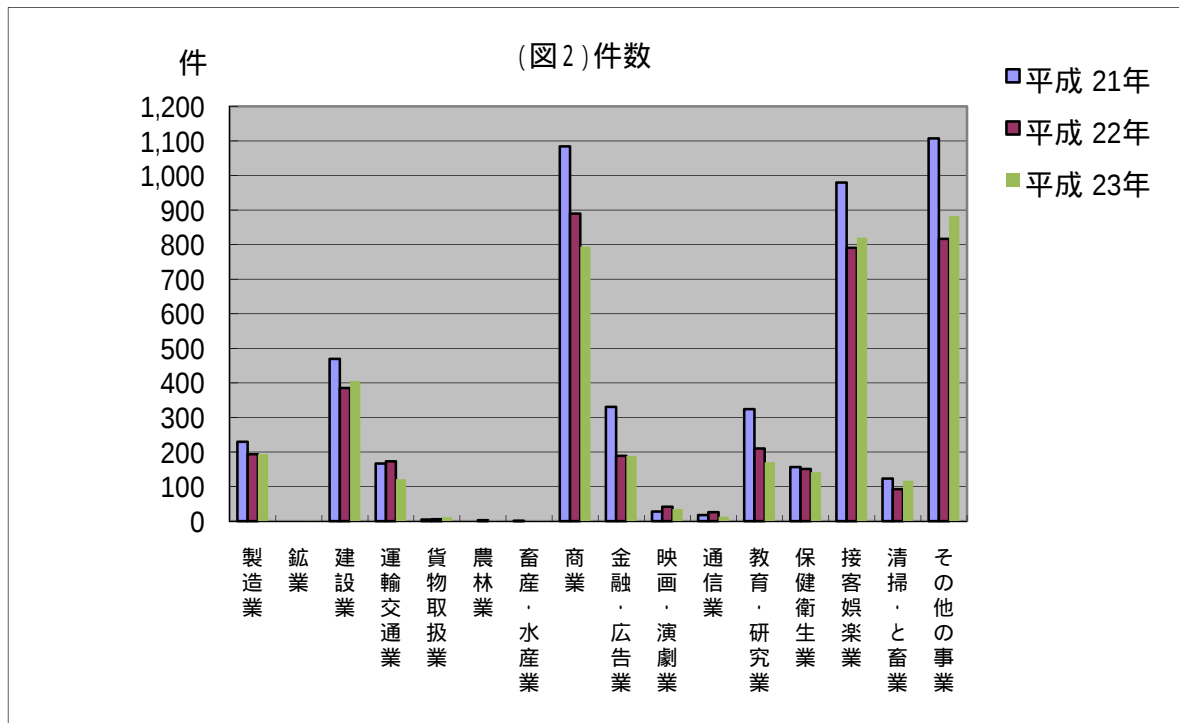


(表1) 賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況・推移

年	「新規把握」分					「取り扱った」もの (注)			指導により解決したもの		
	件数 (件)	1件当 り不払 額 (千円)	対象 労働 者数 (人)	労働者 1人当 たり 不払額 (千円)	金額 (千円)	件数 (件)	対象労働者数 (人)	金額 (千円)	件数 (件)	対象労働者数 (人)	金額 (千円)
14	3,520	1,595	10,368	542	5,615,077	4,125	12,573	6,513,905	1,612	5,467	1,097,530
15	3,925	1,710	7,993	840	6,710,444	4,549	9,496	8,269,160	1,604	3,114	1,309,184
16	3,741	1,162	6,964	624	4,347,708	4,327	8,131	5,167,282	1,799	2,924	1,599,743
17	3,361	1,024	5,729	601	3,441,828	3,914	6,888	4,086,618	1,551	1,959	1,127,110
18	3,453	816	5,666	497	2,818,772	3,914	6,360	3,128,045	1,715	2,662	922,078
19	3,833	861	6,786	486	3,300,898	4,327	7,553	3,836,458	1,803	2,676	977,673
20	3,699	1,020	7,079	533	3,772,037	4,242	8,059	4,272,563	1,809	2,641	760,224
21	5,026	1,116	10,506	534	5,607,901	5,507	11,390	6,137,395	2,205	3,453	1,400,994
22	3,970	1,108	8,299	530	4,397,825	4,723	11,390	5,674,613	1,722	2,555	1,141,015
23	3,902	1,027	6,786	591	4,008,336	4,478	8,093	4,716,821	1,636	3,159	1,122,167

(注)「取り扱った」ものとは、当年新規把握と前年に把握し処理を当年まで継続した事案の合算である。

(グラフ2) 賃金不払事案の業種別の内訳



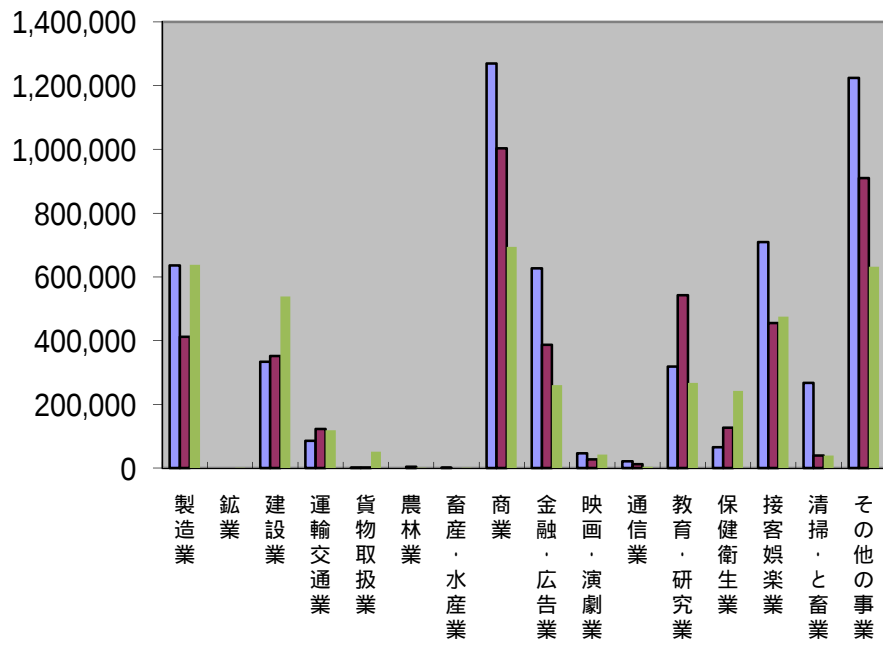
(図4) 賃金不払額

(千円)

■平成 21年

■平成 22年

■平成 23年



(表2) 賃金不払事案の業種別の内訳

区分 業種	件数(件)			対象労働者数(人)			金額(千円)		
	平成	平成	増減率	平成	平成	増減率	平成	平成	増減率
	22 年	23 年	(%)	22 年	23 年	(%)	22 年	23 年	(%)
製造業	194	194		544	504	7.3	412,478	638,376	54.8
鉱業	0	1		0	1		0	1,360	
建設業	385	406	5.5	683	1,008	47.5	351,441	538,632	53.2
運輸交通業	173	122	29.5	352	302	14.2	122,455	118,707	3.1
貨物取扱業	6	11	83.0	6	66		1,861	51,839	
工業的業種計	758	734	3.1	1,585	1,881	18.7	888,235	1,348,914	51.9
農林業	3	1		9	1	89.0	4,478	36	99.2
畜産・水産業	0	1		0	1		0	71	
商業	890	795	10.7	1,849	1,098	40.6	1,003,421	694,068	30.8
金融・広告業	189	189		533	279	47.7	386,646	260,494	32.6
映画・演劇業	42	35	16.7	52	49	5.8	27,744	43,002	55.0
通信業	26	13	50.0	29	14	51.7	12,668	4,415	65.1
教育・研究業	210	171	18.6	538	243	54.8	542,794	267,017	50.8
保健衛生業	151	142	6.0	315	513	62.9	127,087	242,830	91.1
接客娯楽業	791	821	3.8	1,763	1,121	36.4	455,134	475,543	4.5
清掃・と畜業	93	117	25.8	118	123	4.2	39,228	39,974	2.0
その他の事業	817	883	8.1	1,508	1,463	3.0	910,390	631,972	30.6
非工業的業種計	3,212	3,168	1.4	6,714	4,905	27.0	3,509,590	2,659,422	24.2
合 計	3,970	3,902	1.7	8,299	6,786	18.2	4,397,825	4,008,336	8.9

(注) 増減率(単位%)については、小数点第2位を四捨五入して算出しており、 は減少していることを示す。

(表3) 賃金不払事案の労働基準監督署における処理状況
(解決・救済の割合)

		件数	対象労働者	金額 (千円)
平成 22 年繰越分		576	1,307	708,485
平成 23 年新規把握		3,902	6,786	4,008,336
平成 23 年に取り扱ったもの (平成 22 年繰越分 + 平成 23 年新規握)・・・		4,478	8,093	4,716,821
平成 23 年に処理が完結したもの (平成 22 年取扱分 - 平成 23 年繰越分)・・・		4,030	7,022	4,023,011
		100%	100%	100%
処理 状況	労働基準監督署の指導により解決・・・	1,636	3,159	1,122,167
		40.6%	45.8%	27.9%
	未払賃金立替払制度の適用による救済 ・・・	395	2,661	1,456,958
		9.8%	37.9%	36.2%
	解決・救済の合計 +	2,031	5,820	2,579,125
		50.4%	82.9%	64.1%

処理状況欄の％は、平成 23 年完結分 を 100％とした場合の構成比を示す。

(表4) 主な大型賃金不払事案

(賃金不払額1,000万円以上又は対象労働者50人以上)

業種	事案概要	対象労働者	解決・救済額
銀行・信託業	管理監督者を理由に時間外・休日労働の割増賃金が支給されていなかったものであり、労働基準監督署で管理監督者の該当状況を調査した結果、非該当であることが判明したため、過去2年間にわたり遡及して時間外・休日労働の割増賃金が支払われたもの。	381人	9億8,206万円
小売業	労働者52名に対する2ヶ月から4ヶ月分の賃金未払いが発生していたが、労働基準監督署が指導を行った結果、未払い分が支払われたもの。	52人	1,373万円
建築工事業	労働者108名に対する1ヶ月から3ヶ月分の賃金未払いが発生していたが、労働基準監督署が指導を行った結果、未払い分が支払われたもの。	108人	1,910万円
商品取引業	経営不振から倒産となり、労働基準監督署の処理により、未払賃金立替払制度による救済が図られたもの。	91人	7,142万円